

(定義)

第3条 この条例における用語の意味は、次に定めるとおりとします。

- (1) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業を営むもの
 - エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体（以下「町会・自治会等」といいます。）
 - オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体（以下「ボランティア団体等」といいます。）
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 協働により、誰もが住みやすい理想のまちを実現するための取組をいいます。

【解説】

第3条では、この条例で用いられる言葉の意味を定めています。

「(1)市民」については、アからオまでのとおり定義しており、戸田市に住んでいる人だけでなく、市内に通勤・通学する人や市内事業者（事業所）も、まちづくりの担い手として市民に含めています。また、町会・自治会等の地域で公共的活動を行う団体やボランティア団体等の社会貢献活動を行う個人や団体もまちづくりのために重要な位置を占めることから、集合体であっても市民という枠組みの中で捉えています。なお、町会・自治会等には、子ども会なども含まれ、ボランティア団体等には、社会貢献活動を行うNPOなども含まれます。

「(2)行政」については、行政主体としての戸田市における各執行機関（職員を含む。）を指します。

「(3)まちづくり」については、ハード整備のみを指すものではありません。市民、議会及び行政の協働を前提とし、誰もが住みやすい理想のまちを実現するための取組と定義しています。なお、「取組」には、行動のほか、考え、議論することも含まれます。

【協議の足あと】

市民会議においては、「市民」の定義を考えるに当たって、まず、戸田市に関わりを持つ人をイメージすることから始めました。

市内に住所を有する人だけではなく、様々な人が戸田市に関わりを持っています。市内に住所を有していなくても、市内でボランティア活動や様々な事業を行い、まちづくりに貢献している人もいます。町会・自治会、各種団体など団体を活動している人もいれば、個人で活動している人もいます。また、たとえ市内に住んでいなくても、遠方から戸田市の魅力を発信したり、戸田市を応援したりする人もいます。

その多様性から、定義付けは難しいものでしたが、条例ではまちづくりの担い手である市民の権利や役割を謳うことになるという認識のもとで、このように定義することとなりました。

条文には表われてはいませんが、以前に戸田市に住んでいた人、戸田市を訪れたことがある人なども戸田市のまちづくりにおいては重要な存在となり得ることが市民会議において十分認識されました。

具体的な定義の検討では、NPOのことも「ボランティア団体等」という用語で表わしきれぬか、また、理解してもらえるかということが議論されました。

また、この条例における「まちづくり」は、「協働」が前提であるという考え方も、市民会議における議論によってたどり着いたものです。